

保護者様

船橋市立丸山小学校長

感染症による出席停止について

お子様が感染症で欠席との連絡を受けました。

学校感染症は、学校保健安全法に基づき、出席停止となります。ご家庭での十分な療養をお願いします。

なお、登校する際には医師の許可が必要です。治癒したこと、感染の恐れがないことを医師に確認の上、登校するようお願いします。

医師より登校許可が出ましたら、下記の「連絡票」に必要事項を保護者の方が記入し、担任に提出してください。

きりとり

出席停止・登校許可の連絡票

平成 年 月 日

船橋市立丸山小学校長 様

年 組 氏名

保護者氏名 印

病名

医療機関名

出席停止期間 月 日(曜) ~ 月 日(曜)

医師より 年 月 日からの登校許可が出ました。

学校において予防すべき感染症

おもな感染症の出席停止期間

インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
ウイルス性肝炎	主要症状がとれるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状がとれて2日経過するまで
溶連菌感染症	治療開始 24 時間を経過して全身状態がよければ登校可 （医師の判断）
結核 髄膜炎菌性髄膜炎 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎 腸管出血性大腸菌感染症	伝染のおそれなくなるまで（医師の判断）
マイコプラズマ肺炎	急性期を過ぎ、熱・せき症状が軽快して全身状態が回復するまで（医師の判断）
流行性嘔吐下痢症・感染性胃腸炎 腸炎・ウイルス性胃腸炎	嘔吐・下痢が軽快し、全身状態が回復するまで（医師の判断）
伝染性紅斑	発疹期でも、全身状態がよければ登校可（医師の判断）
ヘルパンギーナ 手足口病	全身状態がよくなるまで
伝染性膿痂疹（とびひ）	かさぶたが脱落するまで 患部を覆えれば登校可

- 上記の出席停止期間は法律で決められています。医師の指示に従って静養してください。
- 上記以外に、医師より感染症と診断された場合または、他の児童に感染するおそれがあるため休むよう指示された場合は、すぐに担任にお知らせください。出席停止になります。医師の指示に従って静養してください。
- 医療機関からの治癒証明書等は必要ありませんが、登校については、必ず医師の許可を得てください。

●出席停止期間は、医師から診断を受けた日から登校許可を得るまでです。